

## 金融庁の「代金引換サービス規制」に強く反対

### 1. 金融庁が進める「代金引換サービス規制法制化」の要旨

金融庁は、平成 20 年 5 月 16 日、金融審議会に「決済に関するワーキンググループ」を立ち上げ、「代金引換サービス」に対する規制強化の方向で議論を開始した。

#### (1) 金融庁が主張する「代金引換サービス規制」の必要性

資金決済（当事者間の債権・債務の清算）は、銀行や証券会社等が中核となって、円滑に営まれる組織的な仕組みを維持してきた。

然しながら近年、情報通信技術の革新とインターネットの普及により、収納代行サービス、電子的支払いサービス、ポイントサービス、代金引換サービスなど新しいサービスとして「資金移動サービス」「資金前払いサービス」が急速に発達した。

それらは、銀行法など現行法が及ばない領域にあり、その結果、当事者間の責任分担が不明確であったり、責任関係が明確であってもその開示が不適切であることから、利用者保護を欠いており早急に制度を整備する必要がある・・・・・・旨を主張している。

#### (2) 金融庁が進める「代金引換サービス規制」の内容

##### ① 消費者保護

- ア.（運送）事業者やパートナー企業が倒産した場合、消費者の権利が保護される制度になっていない。
- イ. 消費者が（運送）事業者の商品代金を支払った後、（運送）事業者が販売者に支払いを行う迄の間に倒産した場合、消費者は販売者からの二重請求を受けることになる。（運送）事業者が発行する現行の領収証は二重請求に対抗できる証憑と解釈されない。
- ウ. 資金保全の目的で、代金引換サービスを行う事業者には前払式証票規制法に定める供託金（期末の預かり残高の 50%）制度を適用する必要がある。

##### ② マネーロンダリング対策

銀行やクレジット業界など金融機関は、犯罪収益移転防止法により、10 万円超の現金振込みは本人確認を行い、本人確認資料の 7 年間保管と確認記録の保存を行っている。代金引換サービスは資金移動サービスであるから、犯罪収益移転防止法を適用し、金融機関と同様に、10 万円超の現金決算に際して、売り手・買い手の本人確認と資料・記録の保存を行う必要がある。

##### ③ 参入規制

悪意の（運送）事業者が参入して市場を混乱させることを防止するため、一定のルールに基づいて代金引換サービスを行う事業者には届出制を導入し、定期的な査察や報告書の提出を義務付ける必要がある。

## 2. 特積み事業者団体として代金引換サービス規制に強く反対する

当協議会は、首都圏（1 都 3 県）に事業所を置く特別積合せ運送事業者（以下、特積み事業者）の業界団体として 56 年間、安全、環境、輸送品質維持などの諸課題に積極的に取り組み、消費者ニーズや地域社会と共生する事業活動を展開して今日を迎えた。

今回、金融庁が規制しようとする「代金引換サービス」は、販売者の商品や地域の特産品などを特積み事業者の持つ物流ネットワークに乗せて店頭以外の消費者に直接配送する宅配機能に、品代金回収サービスを付加した利便性が通販事業者や地場産業事業者等に受け入れられて成長した集配サービスそのものである。

従って、利用者の資金移動の仲介を目的とする「資金移動サービス」とは根本的に異なるものであり、代金引換サービスの本質を歪曲した拡大解釈であり、運送事業者への影響以外にも地場産業や通販事業等の発展を阻害する事態になりかねない。

当協議会は、金融庁が主張する銀行法の「為替取引」、出資法の「預り金」、前払式証券規制法の「前払式証券」など金融関連法の拡大解釈に強く反対すると共に、代金引換サービスを行う会員事業者 43 社と共通の認識を持って、次に述べる理由から代金引換サービスに対する規制に強く反対する。

### （1）消費者保護に名を借りた規制強化に強く反対する。

- ① 配達時の品代金受領は代理受領であり、（運送）事業者が代金を受け取った時点で消費者の債務は消滅しており、二重請求の事態は発生しない。
- ② 万が一、（運送）事業者が倒産することになっても消費者は保護されており、過去にそうした事例は発生していない。
- ③ 供託金制度を導入すれば、最大手運送事業者の試算で数百億円規模の供託金が見込まれるなど、供託に係る費用や銀行保証費などを含めたコスト増は経営を圧迫することが必至である。規制は市場や環境に対応する事業改革を推し進める（運送）事業者に大きな打撃を与え、消費者に何のメリットももたらさない。

### （2）マネーロンダリング対策を名目にする規制強化に強く反対する。

- ① 一件当りの決済金額は、小額（平均決済額 10,000 円から 15,000 円）であり、決済金額（上限 30 万円）がマネーロンダリングに悪用される可能性は極めて薄く、そうした事例は過去に発生していない。
- ② 本人確認に関する運用コストとして最大手運送事業者は年間数億円超規模の負担増を試算しており、地域配送事業者の業務縮小につながる危険がある。

### （3）参入規制は権益拡大の隠れ蓑であり強く反対する。

- ① 定期的な査察及び報告書提出の義務化は、（運送）事業者に更なるコスト負担を強いるものであり、輸送サービス全体の低下と事務負担増につながる。
- ② 事業参入のルールは市場の混乱が発生していない現状に鑑み、適正化事業実施機関の指導等又は業界の自主ルール等で十分に対応可能である。

以上